

○飯塚国際交流推進協議会補助金交付要綱

平成 18 年 10 月 17 日

飯塚市告示第 190 号

改正 H27-64

(趣旨)

第 1 条 飯塚国際交流推進協議会(以下「協議会」という。)が行う事業に対し補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成 18 年飯塚市規則第 54 号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(H27-64 一改)

(対象となる事業)

第 2 条 補助の対象となる事業(以下「補助事業等」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 国際交流イベント事業
- (2) お国料理教室事業
- (3) 国際交流・多文化共生活動の支援事業
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

(H27-64 一改)

(補助金の交付申請)

第 3 条 交付申請書には、協議会に係る次の書類を添付しなければならない。ただし、第 3 号に掲げる書類については、その見込書を添付するものとし、確定の後に改めて提出し直すものとする。

- (1) 当該年度の予算書
- (2) 当該年度の事業計画書
- (3) 前年度の決算書
- (4) 前年度の事業報告書
- (5) 前条に掲げる補助事業のうち、協議会が当該年度に取り組む補助金交付事業の予算書及び事業計画書
- (6) 前条に掲げる補助事業のうち、当該年度に取り組む補助金交付事業の前年度の決算書。ただし新規に取り組む場合を除く。

(H27-64 一改)

(補則)

第 4 条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚国際交流推進協議会補助金交付要綱の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。